## 令和3年度地域共生型の地熱利活用に向けた方策等検討会(第3回)資料より引用

温泉法の運用見直し等について(ガイドライン改定案に反映されるもの以外)

論点 ●:第1回検討会でのご意見 ★:第1回検討会後のご意見 ■:第2回検討会でのご意見 ●:第2回検討会でのご意見 ◆:第2回検討会後のご意見	対応方針
協議会は、技術を有さない新規参入の抑止に対して十分な審査ができる仕組みが必要である。メンバーについては、開発事業者任せにするのではなく、JOGMECのアドバイザリー委員会のメンバーなどの学識者や自然保護関係者など、広い範囲での招集が重要である。(濱田委員★)	地熱開発全体にかかる課題であり、R4年度のガイドライン全体見直しの中で対応を検討する。 なお、改正温対法においては、自治体による協議会を設置することができることされており、関係自治体や地域関係者、学識経験者等の幅広い主体の参画についても規定されているため、市町村において、これらの仕組みが活用されることにより、多様な主体の参画が図られると期待される。
井戸の掘削工事計画のずさんなものが見うけられるため、「温泉資源の保護に関するガイドライン」に地熱井戸の掘削標準のようなものを入れるべきではないか。 (滝沢委員★)	地熱開発全体にかかる課題であり、R4年度のガイドライン全体見直しの中で対応を検討する。 なお、改正温対法に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定のあり方については、現在、環境省において詳細を検討中であり、認定の際に事業計画の内容がその技術的水準を含めて適切に評価されることとなるよう検討してまいりたい。
開発案件が増えると技術や経験を持たない事業者が掘削を担当するなど、無謀な掘削申請や科学的な根拠を有さないものが増える可能性がある。(滝沢委員★)	
温対法の促進区域で進めていく際に実行計画作成のため立ち上げる 協議会と、具体的な地熱を検討するための協議会との連携、関係を 今後うまく整理しておく必要がある。(錦澤委員●)	今後行われる、改正温対法の運用面の検討でどう整理するかも含めて十分に 留意したい。
改正温対法の促進区域設定の仕組みの活用にあたり、地熱資源、技術的な面に加えて、現地が本当に地熱開発ができるような場所なのかという地形的な確認等が必要になるため、促進区域の設定に関しては、自治体主導に加えて、そこに事業者が関与できるような仕組みを作っていただきたい。(濱田委員●)	改正温対法において、市町村は関係自治体、地域関係者、学識経験者及び 再エネ事業者を含む多様な関係主体による地方公共団体実行計画協議会を 組織することができることとされ、促進区域の設定等も含めて必要な協議をす ることができることとなっている。今後行われる改正温対法の運用面の検討に おいても、十分に留意したい。
温泉法の目的に、温泉資源の保護だけでなく、利用の観点が入ることが望ましい。(安川委員★)	今回、大規模な地熱開発については井戸毎の管理から地熱貯留層への管理に転換することをガイドラインに明記するため、地熱資源の利用推進において運用上大きな転換をしたものと考えている。なお、現状の温泉法においても、第1条の目的は温泉資源の利用の適正化を図るための保護であり、利用の観点は予め含まれている。
いずれ、鉱業法に準じた地熱資源開発に関する法律の整備が必要になるのではないかと考える。ただし、浴用地熱資源の利用の仕方等、事情の異なる他国の制度をそのまま輸入することは危険だと思う。 (長縄委員★)	まずは今回の運用見直しや改正温対法の仕組みを最大限活用し、地熱資源 の利用促進に努めたい。
鉱業法のような鉱区設定を行う制度の新設も1つの手段だが、改正温対法の促進区域も達成手段として非常に有効。(濱田委員★)	まずは今回の運用見直しや改正温対法の仕組みを最大限活用し、地熱資源 の利用促進に努めたい。
現状は、坑跡上の全ての地上地権者から、掘削のために当該土地を 使用する権利を取得することが求められているが、土地所有者が死 亡している場合や共有地の場合、労力と時間がかかるため、一定深 度以下では権利取得を不要化することを要望する。(濱田委員●)	(所有者不明土地については、所有者不明土地法の活用についてガイドラインに記載) 所有者が明らかな土地については、民法上の権利の侵害となるため権利取 得の不要化は難しいが、改正温対法の仕組みの活用をはじめとした各種施策 を通じて、個々の所有者を取り巻く地域社会において、地熱資源利用を巡る適 切かつ十分な協議や合意形成が図られていくことにより、各土地所有者から の権利取得も得られやすい社会環境が醸成されていくものと期待されるため、 まずは今回の運用見直しや改正温対法の仕組みを最大限活用し、地熱資源 の利用促進に努めたい。
温泉法と自然公園法を個別に議論しているが、最終的には地元合意でそれぞれ一本化しておかないと、かえってやり取りしていくことで期間が長期化する。この2つの論点をどういう形で地域で合意し、それぞれの審査の段階と調整をしていくのか。(下村委員■)	9月末のガイドライン改定版の送付通知に記載する。
協議会に自治体、地熱専門家、温泉事業者が参画することや、協議会の枠組みにおいて適切なモニタリングの実施、公開等を行うことについて、ガイドライン本体において既存の記述があり、今回のガイドライン改訂における順応的管理もその考え方がベースにあることを、ガイドライン改訂版の送付状にも載せるべき(安川委員★)	9月末のガイドライン改定版の送付通知に記載する。
改正温対法を活用することが望ましいのは確かだが、促進区域に指定されなくても地熱開発が阻まれないようにという意味で、「促進区域に指定されなくとも地熱開発を拒むものではない」という表現を加えてはしい。(安川委員■)	9月末のガイドライン改定版の送付通知に記載する。